

(設置)

第一条 宇部市水道局安全衛生委員会規程(令和四年水道事業管理規程第十九号。以下「規程」という。)第七条に基づき、水道局(以下「局」という。)に交通安全部会(以下「部会」という。)を置く。

(目的)

第二条 部会は、交通安全全般について調査研究し、中央安全衛生委員会(以下「中央委員会」という。)の諮問に応じ、答申及び意見を述べるとともに、局の交通安全対策を検討することを目的とする。

(審議事項)

第三条 部会は、前条の目的を達成するため、次の事項を調査審議する。

- 一 交通安全教育及び車両点検整備の対策に関すること。
- 二 交通事故防止対策及び事故原因の調査研究に関すること。
- 三 前各号に掲げるもののほか、局の交通安全対策に関すること。

(組織)

第四条 部会は、次に掲げる者をもって組織する。

- 一 安全運転管理者
- 二 副安全運転管理者
- 三 労働組合の書記長
- 四 各課長が指名した者

2 委員の任期は、一年とする。

3 委員に欠員を生じたときは、後任を選任する。この場合、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第五条 部会に次の役員を置く。

- 一 部長 一名
- 二 副部長 若干名
- 2 部長は、中央委員会の委員長が指名した安全運転管理者をもって充てる。
- 3 副部長は、労働組合の書記長及び中央委員会の委員長が指名した安全運転管理者をもって充てる。
- 4 部長は、部会を代表し、会務を総理する。
- 5 副部長は、部長を補佐し、部長に事故があるときは、あらかじめ部長が指名した副部長がこれを代理する。

(会議)

第六条 部会は、部長が必要があると認めるとき、又は委員の半数以上から請求があったときに会議を開くものとし、部長がこれを招集する。

2 部会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 部会は、審議のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を徴することができる。

4 部会は、事案の審議を終了したときは、その結果を書面により速やかに中央委員会に報告しなければならない。

(委任規定)

第七条 この細則に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、中央委員会の委員長の了解を得て部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この細則は、令和四年四月一日から施行する。

(宇部市上下水道局交通安全全部会細則の廃止)

2 宇部市上下水道局交通安全全部会細則(平成二十六年管理規程第十七号)は、廃止する。